

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	平成30年7月18日 07時40分ごろ
発生場所	京都府宮津港第2区 宮津港杉ノ末防波堤灯台から真方位353°970m付近 (概位 北緯35°33.1′ 東経135°11.5′)
事故の概要	漁船 ^{だいしん} 大真丸は、揚網中、沈没した。
事故調査の経過	平成30年7月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 大真丸、1.6トン KT3-11692、個人所有 第251-21164号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	操舵室の窓ガラスに破損、機関に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、けた網漁の揚網中、それまでの操業で漁獲物に混じていた海底の石等が入った土^ど囊袋（計400kg）が船尾部に置かれ、また、舵頭材スペースに入った海水が流れ込んで船尾部の船倉が海水で満杯となっていたので、船尾側に傾斜した状態となった。</p> <p>本船は、船長が、停船した状態で土囊袋を前部甲板に移動させ、船尾部の船倉に入った海水を約2～3割かき出したのち、船尾側への傾斜が続いていたものの、けた網（漁具）を海面上に揚げたところ、更に船体が船尾側に傾斜して後部甲板に海水が流入し、船尾から沈没した。</p> <p>船長は、落水後、付近にいた漁船に救助された。</p> <p>本船のけた網（漁具）は、約90kgであった。</p> <p>本船は、喫水が船首約0.3m及び船尾約1.0mであり、船尾端付近での甲板からブルワークまでの高さが約0.4mであった。</p>
分析	本船は、停船した状態でけた網漁の揚網中、船尾部の船倉に約7～8割の海水が入って船尾側に傾斜した状況下、船長が揚網作業を続けたことから、船尾部が沈下して後部甲板に海水が流入し、沈没したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、停船した状態でけた網漁の揚網中、船尾部の船倉に約7～8割の海水が入って船尾側に傾斜した状況下、船長が揚網

	<p>作業を続けたため、船尾部が沈下して後部甲板に海水が流入し、沈没したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、漁具の重量を考慮し、船倉に入った海水を全て排出してから揚網を行うこと。